

学校施設の複合化について（建議）

【はじめに】

学校施設の複合化について、文部科学省調査によると、公立小中学校施設の複合化事例は全国で10,567校にのぼっている。（文部科学省「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」平成27年11月）内訳をみると、社会教育施設（図書館等）や社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）など公共施設等との複合化事例が大部分を占めているが、民間施設との複合化事例も存在することが明らかになっている。

国の小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準、専修学校設置基準、高等学校通信教育規程、各種学校規程においては、施設の複合化について特に規制はなく認められている。

一方、大阪府の私立小学校及び私立中学校の設置認可等に関する審査基準、私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準、私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準においては、同一の設置者が設置するほかの学校等（専修学校、各種学校を含む）との複合化を除いて、校地、校舎の共用を認めていない。ただし、私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準では、同一の設置者が設置するほかの学校等（専修学校、各種学校を含む）に加え、国または地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設との複合化を認めている。また、私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準では、建物の区分所有や区分使用についての規定があり、一定の条件の下、施設の複合化を認めている。

少子化が一層進展し、学校法人を取り巻く環境が厳しくなる中、学校法人は学校施設の耐震化や老朽化の対応が求められている。

このような状況を踏まえ、本審議会として、私立学校法第9条第2項の規定に基づき、学校施設の複合化について、建議することとした。

【学校施設の複合化を認めることについて】

学校法人は私立学校法第26条の規定により、教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため収益事業を行うことが認められており、行うことのできる収益事業の種類は、私立学校審議会の意見を聴いたうえで、所轄庁が定めることとされている。大阪府では、教育長告示として収益事業の種類が定められている。そのひとつとして、不動産業が認められており、学校法人所有の土地、建物の賃貸は可能となっている。

一方、先に述べたとおり、校地または校舎の共用は原則認められておらず、校地や校舎建物の一部を貸し付けることは認められていない。

従って、学校法人は、校地、校舎建物以外の不動産を貸し付けることは可能であるが、校地、校舎建物の一部を貸し付けることはできないということになる。

しかしながら、こうした規制は次の理由から見直すことが適切と考える。

- 1 国の設置基準上、区分所有や区分使用による学校施設の複合化は禁止されておらず、公立学校では、学校施設の複合化事例が多数存在していること。(前述の文部科学省調査を参照)
- 2 学校法人の所有する不動産の賃貸は、私立学校法に基づき、一定の条件の下、収益事業として認められていることから、土地・建物の有効活用に資すること。(条件は、「平成28年大阪府教育長告示第1号」第1の第1号から第6号までに規定)
- 3 耐震化や老朽化に対応するため、学校施設の建替え等を実施する際、施設の複合化は学校法人にとって、単独で建替える場合と比べて、財政的に有効な手法と考えられる(資金的に単独での建替えは厳しいが、複合化によって学校法人の負担を軽減し、建替えの促進につながることも考えられる)とともに、都市機能の充実や土地の高度利用にも資すること。

【学校施設の複合化を認める規制について】

学校施設の複合化を認めるとしても、教育環境に影響がおよび教育に支障が生じないように、次のような規制を設けることが必要である。

- 1 校地・校舎の面積基準について
複合化を認める場合でも、校地または校舎の面積基準は当然維持すべきであるので、学校以外の施設が使用する部分を除いて設置基準上の必要な面積を備えていること。
- 2 施設の構造について
学校として使用する部分とその他の施設として使用する部分の区分が明確であること(出入口や通路についても明確に区分すること)。
学校として使用する部分が一棟の建物の一部分であって、二以上の階にまたがる場合は連続した階であること。
- 3 学校と複合化する施設の用途の規制について
学校施設の複合化を認めるにあたり、環境面や保健衛生、教育などの観点から社会通念上当該学校の教育に悪影響がないようにしなければならない。このため、学校と複合化する施設の用途について制限することが必要である。
複合施設としてふさわしくないと考えられる施設としては、次のようなものが考えられる。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事業の施設

- ・酒場、バー、キャバレー、ナイトクラブなど
- ・パチンコ店、ゲームセンター、麻雀クラブ、場外馬券売り場など

これらを整理すると

- (1) 大阪府では、平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号で、学校法人の行うことのできる収益事業の範囲を定めている。これは、学校法人として相応しくない事業を制限したものと考えられる。学校施設の複合化は、校地内や教室と同一建物内にほかの施設が入ることであるから、この考え方を準用し、平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号で認められた事業以外の施設でないこと。
- (2) (1)に加え、場外馬券（車券）売り場や競輪・競馬予想業、カラオケボックスを規制するため、日本標準産業分類上の中分類「娯楽業」のうちの「その他の娯楽業」の施設でないこと。

【用途規制を維持するための方策について】

学校と複合化する施設の所有者や使用者は取引等により、変わっていくことが想定される。このため、施設用途の規制を実効性のあるものとするための方策が必要である。

- 1 併設施設の権原が区分所有権の場合
建物の区分所有等に関する法律第 30 条に基づく規約に用途規制をおりこむこと。
さらに建物の底地が学校法人所有の場合は、借地契約の中に用途規制をおりこむこと。
- 2 併設施設の権原が区分使用権の場合
不動産賃貸借契約に用途規制をおりこむこと並びに学校法人理事会で施設用途の制限について決議すること及び寄附行為に規定すること。

【学校施設を第三者所有の建物の一部に賃借で設置する場合】

このケースは、そもそも学校法人財産の活用にあてはまらず、また、同一建物に入る施設の用途を学校法人が制限することもできないと考えられることから、今回の規制緩和の対象外とする。

ただし、公立学校施設の複合化が数多く認められていることを踏まえ、国または地方公共団体所有の建物の場合に限り、その一部を賃貸借して学校施設を設置すること（複合化）を認めるのが適切である。

なお、高等課程以外の専修学校及び各種学校については、従来どおりとする。

大阪府においては、本建議の趣旨に則り、「大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等

に関する審査基準」をはじめ関係する諸規程の改正を進め、一定の条件の下、学校施設の複合化が認められるように努められたい。